

課税除外とされる短期所有に係る土地等（面積1,000平方メートル以上のもの）の譲渡に係る対価の額等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表三(五)

平十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

土地等の譲渡に係る対価の額等の明細

措法第63条第3項第2号から第6号までの該当号 措法第68条の69第3項第2号から第6号までの該当号	取得年月日	所在地	面積	譲渡対価の額	予定対価の額	予定対価の額等の
	譲渡月日				又は譲渡予定 価額	区分（許可、届出、 確認、申出）
号	平 . .		平方メートル	円	円	
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					
号	平 . .					
	平 . .					

別表三（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第63条第3項第2号から第6号まで（課税除外とされる短期所有に係る土地等の譲渡）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の69第3項第2号から第6号まで（課税除外とされる短期所有に係る土地等の譲渡）の規定の適用を受ける場合（土地等の譲渡に係る面積が1,000平方メートル以上のものに係る場合に限り）に記載します。
- 2 この明細書は、個々の土地等の譲渡ごとに各欄に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 3 「措法第63条第3項第2号から第6号までの該当号措法第68条の69第3項第2号から第6号までの該当号」には、その譲渡に係る土地等が措置法第63条第3項第2号から第6号まで又は第68条の69第3項第2号から第6号までのいずれの号に該当するかに応じその該当号を記載します。
- 4 「予定対価の額又は譲渡予定価額」は、次により記載します。
 - (1) 国土利用計画法（以下「計画法」といいます。）の適用を受ける土地等の譲渡にあつては、都道府県知事の許可等に係るその土地等の予定対価の額を記載します。
 - (2) 計画法の適用を受けない土地等の譲渡にあつては、国土交通大臣の定めるところにより都道府県知事への申出に係るその土地等の譲渡予定価額を記載します。
- 5 「予定対価の額等の区分（許可、届出、確認、申出）」は、次の区分に応じ、次により記載します。
 - (1) 計画法第14条第1項の許可を受けて譲渡した場合……許可
 - (2) 計画法第27条の4第1項の届出をし、かつ、同法第27条の5第1項又は第27条の8第1項の勧告を受けずに譲渡した場合……届出
 - (3) 国土利用計画法施行令第17条の2第1項第3号から第5号までに掲げる場合に該当するため届出をしないで譲渡した場合……確認
 - (4) 国土交通大臣の定めるところにより、土地の譲渡予定価額につき都道府県知事に申出をし、かつ、都道府県知事からその譲渡予定価額につき意見がない旨の通知を受けて譲渡した場合……申出
- 6 この明細書には、その土地等の譲渡が措置法第63条第3項第2号から第6号まで又は第68条の69第3項第2号から第6号までに掲げる土地等の譲渡に該当することを証明するための書類として措置法規則第22条第1項第2号から第6号まで又は第22条の63第1項第2号から第6号まで（課税除外とされる土地等の譲渡であることの証明書類等）に掲げる主務官庁の発行する証明書類及び課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書（措置法通達63(5)-13又は68の69(5)-14に定める付表）を添付する必要があります。